

## 芳賀地区広域行政事務組合新斎場火葬炉設備工事公募型プロポーザル実施要領

### 1 事業の趣旨・目的

芳賀地区広域行政事務組合（以下「組合」という。）の斎場は、火葬炉3炉と和室の待合室を備えた施設として昭和53年7月に供用を開始した。その後、火葬需要の増加に伴い、平成2年に洋室の待合室を2部屋増設し、平成4年には大型の火葬炉を1炉増設し、現在火葬炉4炉、待合室4室を備えた施設として直営で運営している。

本事業は、築47年が経過した既存施設の老朽化や超高齢化社会の進行により今後の火葬需要への対応が困難であることを踏まえ、新斎場建設基本構想（平成28年3月）、新斎場建設基本計画（令和2年3月）、同計画改定（令和6年3月）に基づき、新斎場を整備するものである。

火葬炉設備は、「墓地、埋葬等に関する法律」（昭和23年5月31日法律第48号）（以下「墓埋法」という。）等の関係法令等を遵守する必要があるとともに遺体の尊厳性を保つ上で重要な設備である。その運転においては公害防止に関する排出基準等法的な基準が定められてはいないが、燃焼排ガス中の大気汚染物質（ばいじん、窒素酸化物、硫黄酸化物、塩化水素、ダイオキシン類等）悪臭、騒音、振動等の環境汚染や周辺環境に十分配慮し、周辺環境に影響を与えないことが求められる。

火葬炉設備の仕様は、建物の必要空間に影響を与えるとともに、運営及び維持管理についても非常に重要になる。火葬炉設備については環境に配慮した最良のものを企画提案していただき、その内容及び能力・適正等を総合的に判断し、本業務に最も適した火葬炉設備業者の選定を目的として、公募型プロポーザルを実施する。

### 2 工事概要

- (1) 工事名 芳賀地区広域行政事務組合新斎場火葬炉設備工事
- (2) 工事内容 別紙「芳賀地区広域行政事務組合新斎場火葬炉設備工事公募型プロポーザル要求水準書（以下「要求水準書」という。）」のとおり
- (3) 契約期間 契約日から令和12年3月15日まで
- (4) 提案限度額 495,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
- (5) 建設事業の日程
  - ア 基本設計 令和8年度（予定）
  - イ 実施設計 令和9年度（予定）
  - ウ 建設工事 令和10年度～令和11年度（予定）
  - エ 供用開始 令和12年度（予定）
- (6) 担当部署及び問合せ先  
〒321-4415 真岡市下籠谷4412番地  
芳賀地区広域行政事務組合 施設整備室 担当：上野、高村  
電話：0285-82-9151 FAX：0285-82-9152  
電子メール：shisetsu-seibi@hagakouiki.jp

### 3 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しないこと。
- (2) 組合又は構成市町（真岡市、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町）の令和7・8年度入札参加資格者名簿（建設工事）に登録されている者であること。

ただし、登録されていない者であっても、参加表明書の提出期限までに組合総務課にて入札参加申請に必要な手続きをし、組合の審査を受けることを条件にプロポーザルへの参加を認めることとする。この場合、審査の結果によって組合が参加を取り消すことができるものとする。

- (3) 本要領の公表日から契約締結日までのいずれの日においても、組合又は構成市町において指名停止を受けていない者であること。
- (4) 建設業法第2条第1項の別表に基づく機械器具設置工事について、特定建設業の許可を受けていること。
- (5) 建設業法第27条の23に規定する有効な経営事項審査の結果の通知を受けている者であること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員に規定する密接関係者でないこと。
- (7) 自ら火葬炉を製造する者のうち、過去10年間(平成28年4月1日～令和8年3月31日まで)に6基以上の火葬炉を備えた火葬場の火葬炉設備設置工事の完了実績を有する者。
- (8) 配置技術者は、建設業法第26条に規定する主任技術者又は監理技術者を配置できること。ただし、契約までの間は、建設業法第26条第3項は除く。また、配置技術者は技術提案提出日以前3ヵ月以上の恒常的な雇用関係にあること。

#### 4 プロポーザル実施の手続き

##### (1) 実施スケジュール

ア 実施要領等の公表	令和8年6月 2日(火)
イ 実施内容等に関する質問受付期限	令和8年6月 9日(火) 午後4時必着
ウ 質問に対する回答	令和8年6月15日(月)
エ 参加表明書の提出期限	令和8年6月18日(木) 午後4時必着
オ 参加資格確認結果通知	令和8年6月22日(月) 発送予定
カ 企画提案書の提出期限	令和8年7月 8日(水) 午後4時必着
キ 企画提案書審査及びプレゼンテーション	令和8年8月 3日(月) 予定
ク 審査結果の公表	令和8年8月 中旬予定

##### (2) 質疑・回答

プロポーザルに参加するに当たり質問事項がある場合は、質問書(様式1)により電子メールで提出すること。

ア 受付期間：公募開始日～令和8年6月9日 午後4時必着

イ 質疑方法：電子メールにより、2(6)に提出すること。

ウ 回答期日：令和8年6月15日

エ 回答方法：組合ホームページに掲載する。

##### (3) 参加表明書の提出

プロポーザルへの参加を希望する者は、参加表明書(様式2)を作成し、持参又は郵送により提出すること。

ア 提出期限：令和8年6月18日 午後4時必着

※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。

イ 提出場所：2(6)

ウ 提出方法：持参(平日の午前9時～午後4時まで)又は郵送(書留郵便に限る。)

※郵送の場合は、到着確認のため電話連絡を行うこと。

※なお、参加表明書の提出後に参加を辞退する場合は、日付、辞退理由を記載した辞退届(様式10)を

提出すること。

#### (4) 企画提案書の提出

参加表明書の提出後に、プロポーザル企画提案書提出依頼通知書により企画提案書の提出を求められた者は、要求水準書に基づいて企画提案書を作成し、持参（平日の午前9時～午後4時まで）又は郵送により提出すること。

※郵送の場合は、到着確認のため電話連絡を行うこと。

ア 提出期限：令和8年7月8日 午後4時必着 ※提出期限後に到着した書類は無効とする。

イ 提出場所：2(6)

ウ 企画提案書の用紙は、原則としてA4版用紙を使用することとし、A3版用紙を使用する場合には、片袖折りでA4版サイズに折り込むこと。枚数に制限はないが、カラー印刷をすること。

エ 企画提案書は1者1提案とする。

オ 企画提案書の提出部数は、10部（正本1部、副本9部）とする。なお、審査の公平を期すため、副本には参加者名を記入しないこと。

#### (5) 提出図書

指定様式があるものはそれを使用し、その他は任意の様式とする。提出書類の文字は、図表中の記載を除き、横書き、10.5ポイント以上を基本とすること。

各ページ右下余白に一括通し番号のページ番号（ゴシック体10.5ポイント程度）を入れ、片面印刷とし、項目ごとにインデックスをつけること。指定様式にページ数の指定がある場合は、そのページ数以内とする。

提出図書は、次の内容とする。

ア 火葬炉設備仕様書

※要求水準書に基づいた火葬炉設備全体の具体的な設備仕様書を添付すること

イ 燃焼計算

※要求水準書での想定する燃焼工程をもとに、区分ごとに燃焼計算結果を提出すること。

※燃焼工程ごとの燃焼シミュレーション（温度、流速等）結果に関する資料を添付すること。

※燃焼計算は1回目の火葬を想定する。

ウ 各設備能力計算（燃焼計算に基づき各設備の能力計算を行うこと）

エ 各種図面（A3サイズに縮小し、A4縦ファイルに製本）

（ア）火葬炉設備フローシート及び火葬炉設備計装フローシート

（イ）火葬炉設備設置に係る配置図、平面図、立面図

（ウ）築炉構造図（主燃焼炉、再燃焼炉）

（エ）炉内台車、炉内台車移送装置

（オ）バーナー（主燃焼炉、再燃焼炉）

（カ）燃料供給設備

（キ）燃焼用空気送風機

（ク）排ガス冷却装置

（ケ）集じん装置

（コ）排気設備

（サ）ダクト・排気筒

（シ）残骨灰処理設備

（ス）枢運搬車・収骨用台車運搬車

（セ）その他必要な設備

オ 電気計装に関する提出図書

- (ア)電気設備容量計算書
- (イ)各設備機器仕様書
- (ウ)制御及び計装一覧表
- (エ)各種監視盤、操作盤、動力盤等必要な盤類の形態図及びシステム内容

カ 排ガス等の測定実績値〈様式5〉

キ 火葬時間実績(灯油)

ク 燃料使用量実績

ケ 維持管理概要書〈様式6〉

コ 主要機器の修理・補修(交換)サイクル、保証期間一覧〈様式7〉

サ 項目別工事費見積書〈様式8〉

シ 提案事項

- (ア)火葬に対する考え方と設備の設計方針〈様式9-1〉
- (イ)火葬炉設備の安全対策〈様式9-2〉
- (ウ)火葬炉設備の環境保全対策〈様式9-3〉
- (エ)火葬炉設備全体の保守・点検・修繕・長寿命化に対する考え方と取組〈様式9-4〉
- (オ)建築工事に関連するコスト縮減についての提案〈様式9-5〉
- (カ)火葬炉設備や火葬に関する自由提案〈様式9-6〉

(6) 企画提案書等提出書類の取扱い

- ア 提出期限後は、提出書類の変更、差替、再提出若しくは撤回は認めない。
- イ 提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。
- ウ 企画提案書は、芳賀地区広域行政事務組合情報公開条例(平成11年条例第1号)に基づく公文書開示請求の対象となる。
- エ 組合は必要に応じて、追加資料の提出を求めることができる。
- オ 企画提案書等の作成及び提出に係る費用等、プロポーザル参加に要する費用はすべて参加者の負担とする。
- カ 参加者は、企画提案書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとみなす。
- キ 企画提案書に使用する言語は日本語、使用する通貨は円とする。ただし、海外経費等で必要な場合は英語表記を併記すること。
- ク 提出された企画提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行う場合がある。
- ケ 選定された者の企画提案書等の著作権は、組合に帰属する。
- コ 選定されなかった者の企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。
- サ 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

5 審査方法等

(1) 審査基準

別表「審査基準(1)、(2)」のとおり(総合点1000点満点)

(2) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

企画提案書について、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。日時、場所については、別途通知

する。

### (3) 審査方法

企画提案書、プレゼンテーション及びヒアリング等の内容により、選定委員会において火葬炉選定委員6名が総合的に審査し、契約候補者を選定する。

### (4) 候補者の選定方法

ア 失格者を除いた者のうち、(3)による評価の総合点が最も高い者を契約候補者として選定する。

イ 最高点の者が複数の場合は、項目別工事費見積書の金額が最も安価な者を契約候補者として選定する。  
なお、金額も同額の場合は、当該者は、当初見積書の金額の範囲内で見積書を再作成し、再提出された見積書の金額が最も安価な者を契約候補者として選定する。

ウ 総合点700点を最低基準点とし、採点結果の総合計が最低基準点を満たさない参加者は選定の対象としない。

### (5) 失格事項

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

ア 提出書類に虚偽の内容を記載した場合

イ 本実施要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

ウ 項目別工事費見積書の金額が2(4)の提案限度額を超える場合

エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

オ 評価に係る選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を行った場合

カ 正当な理由なくプレゼンテーション及びヒアリングを欠席した場合

キ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

## 6 選定結果の通知・公表

(1) 契約候補者選定後、参加者全員に審査結果を通知する。また、下記項目について組合ホームページに公表するとともに、担当部署において閲覧に供するものとする。

ア 契約候補者の名称、総合点及び選定理由

イ ア以外の参加者の数及びそれぞれの総合点

※契約候補者以外の者については符号により表記し、参加者が2者の場合、次点者の得点は公表しない。

(2) 前項の規定により選定されなかった者が通知を受けたときは、当該通知日の翌日から起算して7日（休日を除く。）以内に書面〈様式任意〉により、芳賀地区広域行政事務組合長に対して非選定理由についての説明を求めることができる。ただし、各項目の採点についての疑義は認めない。

(3) 前項への回答は、同項期限の翌日から起算して10日（休日を除く。）以内に書面により行う。

## 7 契約手続

(1) 契約候補者に選定された者と組合の間で、業務等の内容、経費等について再度調整を行い、協議が調った場合契約を締結する。

(2) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届（様式任意）を提出すること。なお、この場合、次順位の者を候補者とする。

別表 審査基準（１）

審査項目及び各項目の配点は次のとおりとし、各選定委員が採点する。

※選定委員１人当たりの配点とする。

（１００点×６名＝６００点満点）

審査項目		配点	評価のポイント
火葬炉設備	主燃焼炉	5	定められた温度及び安定した燃焼状態を保持できる設備性能
			柩の収納、焼骨の取出し、点検が容易な炉体構造
			使用材料、材質について使用場所に適した特性・強度・耐久性
			炉内台車の無臭化対策及び修繕の容易性
	再燃焼炉	5	定められた温度域において１秒以上の滞留時間を確保できる構造
			使用材料、材質について使用場所に適した特性・強度・耐久性
			５分以内の予熱で炉内を 800℃まで上昇できる設備性能
	燃焼設備	5	必要な燃焼能力を備えた主燃焼炉及び再燃焼炉バーナー
			火炎の照射位置の変更が容易な構造
			低騒音で安全性が高い構造
	排ガス処理設備	5	排ガス冷却設備は短時間で 200℃以下に冷却できる構造
			通風設備は排ガス量に対応した十分な容量・耐久性
排気筒は騒音対策、降雨、台風、大気拡散を考慮した構造			
電気・計装設備	5	運転管理に必要な電気設備、計装設備の計画	
		温度、炉圧などの燃焼制御機能	
		運転操作の容易性	
提案	10	火葬に対する考え方と設備の設計方針	
	15	火葬炉設備の安全対策	
	15	火葬炉設備の環境保全対策	
	15	火葬炉設備全体の保守・点検・修繕・長寿命化に対する考え方と取組	
	10	建築工事に関連するコスト縮減についての提案	
	10	火葬炉設備や火葬に関する自由提案	
合計	100		

別表 審査基準（２）

審査項目及び各項目の配点は次のとおりとする。

（４００点満点）

審査項目		配点	評価のポイント
会社内容・人員体制		20	安定した納入実績
			十分な数の技術者が確保され、施工に関する体制の確立
価格	維持管理費	80	維持管理費の提案価格 (最低維持管理費年間平均金額/維持管理費年間平均金額) × 配点
	工事費	300	工事費の提案価格 (最低見積額/項目別工事費見積書の見積額) × 配点
合計		400	